

保健医療計画策定委員会の概要

医療推進課

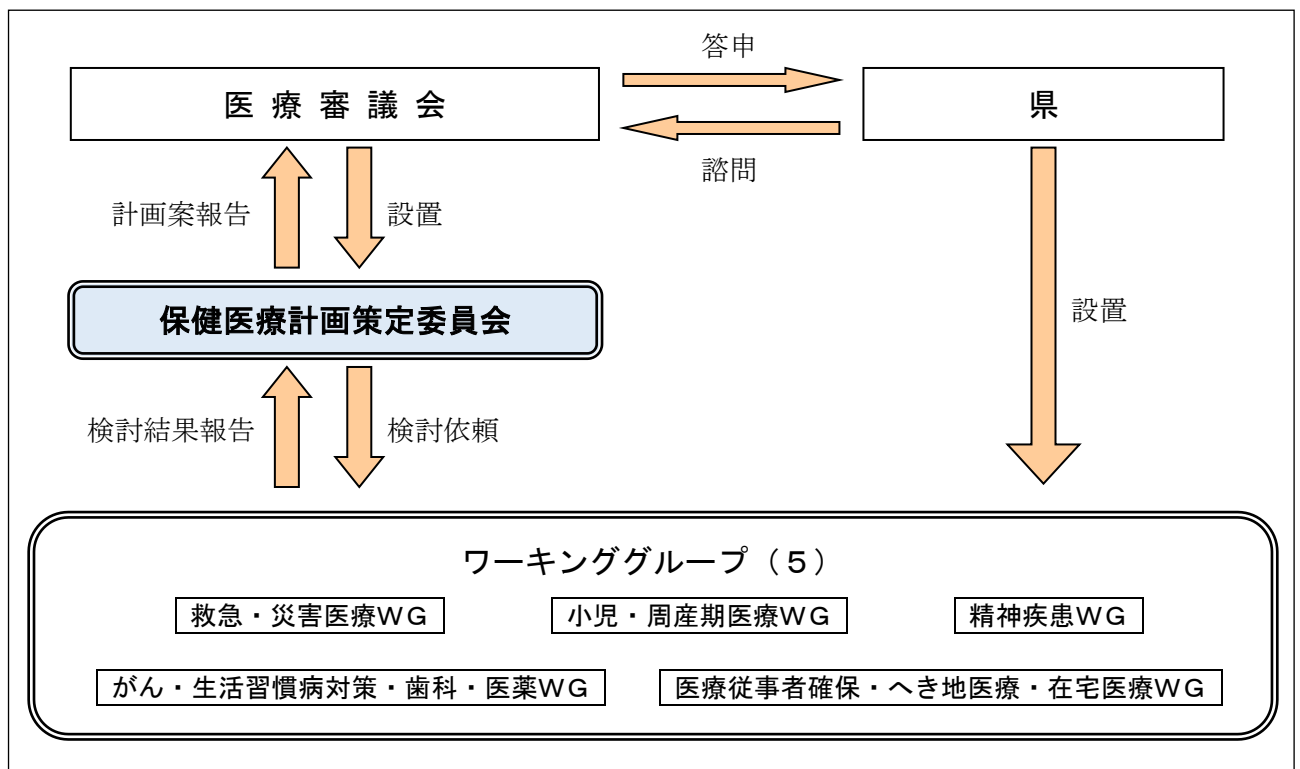
○ 体制

- ・ 平成 28 年 9 月に医療審議会の部会として設置
- ・ 会長から指名された審議会委員及び専門委員により構成

○ 調査審議事項

- ・ 第 7 次長野県保健医療計画の検討に関すること
- ・ 第 7 次長野県保健医療計画の作成に関すること
- ・ その他必要と認められること

【策定体制】



長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領の改正について

新旧対照表

改正案	現行
長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領 第1から第3まで（略） （組織） 第3 委員会は、委員 <u>23</u> 人以内で組織する。 2から6まで（略） 第4から第6まで（略） 附 則 この要領は、平成28年9月2日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成29年7月21日から施行する。</u>	長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領 第1から第3まで（略） （組織） 第3 委員会は、委員 <u>22</u> 人以内で組織する。 2から6まで（略） 第4から第6まで（略） 附 則 この要領は、平成28年9月2日から施行する。

長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領（案）

（設置）

- 第1 保健医療計画に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項に定める部会とする。

（審議事項）

- 第2 委員会は、次の事項について調査審議する。
- (1) 第7次長野県保健医療計画の検討に関する事
 - (2) 第7次長野県保健医療計画の作成に関する事
 - (3) その他必要と認められる事

（組織）

- 第3 委員会は、委員23人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
 - 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第2の審議事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会議）

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

- 第5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療推進課に置く。

（補則）

- 第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月21日から施行する。